

## 兵庫医科大学緑樹会学術奨励賞規程

### (目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学緑樹会会員の学術の奨励を目的として、緑樹会学術奨励賞の授与について必要な事項を定める。

### (選考委員会の設置)

第2条 当該学術賞の選考のために緑樹会学術奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

### (選考委員会の構成)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1 緑樹会会長
  - 2 緑樹会理事会から選ばれた4名
- ② 委員の任期は3年とし、再任することができる。

### (委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、緑樹会会長が指名する。

### (募集等)

第5条 募集は、原則として毎年当該年度の4月1日から5月15日に行う。

②応募しようとする者は、1)略歴および業績 2) 応募論文(英文原著1編、関連論文を添付できる) 3) 論文概要および意義 を含む書類を提出しなければならない。応募時の年齢は満50歳以下とする。

論文は応募締め切り日から5年以内に受理されたものであること。応募時には直近5年以内の緑樹会年会費を完納していること。

### (審査)

第6条 審査は、上記申請書類の審査をもとに行われる。

対象論文は、原則として英文原著論文とし症例報告は含まない。

②受賞者は選考委員会の推薦のもと、総会直近の理事会での審議を経て決定する。

### (決定通知)

第7条 緑樹会会長は、学術賞の授与決定者に対し、当該授与内容を文書で通知するものとする。

本賞の授賞件数は毎年2件以下で授賞者には、賞状、及び賞金 5 万円を贈呈する。

ただし、選考規準に満たない場合は該当者なしとする。

(表彰式)

第8条 授賞者の表彰は、毎年の緑樹会総会でおこなわれる。総会にて受賞記念講演を行なうことがある。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、緑樹会事務局で行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、緑樹会会長が発議し、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。